○国土交通省告示第

号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の三第一項の規定に基づき、 同項に規定する確認審

査等に関する指針を次のように定める。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵二

確認審査等に関する指針

第一 確認審査に関する指針

建築基準法 (以下「法」という。) 第六条第四項及び法第十八条第三項 (これらの規定を法第八十七条

第一 項、 法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。 以下同

に規定する審査並びに法第六条の二第一 項 (法第八十七条第一項、 法第八十七条の二並 びに法第八十

八条第一項及び第二項にお いて準用する場合を含む。 以下同じ。) の規定による確認のため 0) 審査 (以 下

確 認審査」という。)は、 次の各項に定めるところにより行うものとする。

法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項にお

2

お は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項に いて準用する場合を含む。 いて準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときの審査は、 以下同じ。)若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書 次の各号に定めるところによる の提出又

t

のとする。

構 知書の正本一通及び副本一通 二第一項、 |条の二又は第三条(これらの規定を施 造計算適合性判定 並びにこれらに添えた図書及び書類 建築基準法施行規則 第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する申請書又は (以下単に「構造計算適合性判定」という。) を要する場合にあっては、 (昭和二十五年建設省令第四十号。 (法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項に規定する (第五項第三号において 行規則第三条の三第一 以下 項から第三項まで又は 「申請書等」という。) 「施行規則」という。) 施行規則第 第一条の三、 \mathcal{O} 記載 事 副 項が 八条 本二 相 通 第 通 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 規定により適用される場合を含む。以下同じ。)、第三条の二第一項 申 . 請 又は 通知に 係る建築物 が、 建築士 法 (昭和二十五年法律第二百二号) (同条第二項において準用する 第三条第一項 (同条第二 項

互.

に整合していることを確

かめること。

第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づ 第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。) 十二号様式による通知書 よる申請 以下同じ。 る建築物又は同法第三条の二第三項 同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。 書 \mathcal{O} 第二 の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、 面及び施行 の第二面 規則別記第三号様式による建築計 [に記載された設計者及び工事 (同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。 以下同じ。)若しくは第三条の三第一項 、監理者が、 画概要書 $\overline{\mathcal{O}}$ 第 それぞれ同法第三条第 施行規則別記第二号様式に 面 又は 施 行 規則 に規定す 別 記 (同条 項、 第四

申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確 かめる

く条例に規定する建築士であることを確かめること。

う。 申 請 が、 又 は 次のイ 通 知 に係る建築物、 文は 口に掲げ る建築物、 建築設備 又は 建築設備 工作物 又は工作物である場合にあっては、 (以下第一にお いて 「申請等に係る建築物等」 それぞれ当該イ とい

又は口に掲げる書類が添えられていることを確かめること。

匹

1 法第六十八条の十第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の認定を受けた型

式 (以下「認定型式」という。) に適合する部分を有するものとする建築物、 建築設備又は工作物

認定型式の認定書の写し

口 法第六十八条の二十第一項 (法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) に規定する認証

型式 3部材等 (以下単に 認認 証型式部材等」という。 を有するものとする建築物、 建築設備 又は 工作

物 認証型式部材等に係る認証書の写し

五. 申 請又は通知に係る建築物が建築士による構造計算によってその安全性を確かめられたものである場

合にあっては、次に定めるところによること。

1 建築士法第二十条第二項に規定する証明書 (以下単に「証明書」という。) の写しが添えられてい

ることを確かめること。

口 証 明 書 の写 Ĺ 及び施る 行規則第 一条の三第一 項第一号の表三の各項 (施行規則第三条の三第 項又は

施行規則第八条 の二第一 項に おいて準用する場合を含む。) に規定する構造計算概要書 (以下) · 単 に

構造計算概要書」という。)に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、 当該建築物の計 画が

構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

申 請等に係る建築物等の計画が、 法第六条第一項(法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用さ

3

れ る場合を含む。)に規定する建築基準関係規定 (以下単に 「建築基準関係規定」という。) に適合する

かどうかの 審査 (法第二十条第一号から第三号までに定める基準 (同 条第一号、 第二号イ又は第三号イの

政令で定め る基準 に従った構造計 算によって確 か められる安全性を有することに係 る部分に限る。 に 滴

合するかどうか の審 査 (次項において 「構造計算の 確認審査」という。) を除く。) は、 次の各号に定

るところによるものとする。

施行規則第一条の三第一項の表一及び表二、同条第四項の表一、第二条の二第一項の表並びに第三条

第 項の表 一及び表二の各項の (b) 欄 (これらの規定を施行規則第三条の三第一項又は施 行規則第八 条

第一項に お いて準用する場合を含む。)に掲げる図書 に記載されたこれらの 欄 に掲げ る明示すべ き事

項に基づき、 建築基準 関 係規定に適合しているかどうかを審査すること。 ただし、 施 行 規 則第 条 の 三

第 五. 項各号、 第二条の二第二項各号又は第三条第四項各号 (これらの規定を施行規則第三条の三 一第一項

か ら第四項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。

 \mathcal{O} 規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項について

は、 りでない。

認定型式 の認定書の写しが添えられたものにあっては、 当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部

分 \mathcal{O} 計画が認定型式に適合していることを確かめること。

認

証

|型式部材等に係

る認証

書の写り

しが添えられたものに

あっては、

申請等に係る建築物等が

有する認

証 型式 部材等が当該認 証 型式部材等製造者に より 製造されるものであることを確かめること。

法第六十八条の二十六第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。) に規

兀

定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあっては、申請又は通知に係る建

築物若しくはその部分、 建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等に

よるものであることを確 かめること。

五. 申 -請等 に係 る建築物等が、 法第八十六条の七各項 (これらの規定を法第八十七条第四項並び に法第八

十八条第 項及び 第二項において準用する場合を含む。 この号において同じ。) の規定によりそれぞれ

当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあっては、 当該各項に規定する規定が

適用されない旨が明示された図書により、 申請等に係る建築物等が法第八十六条の七各項に規定する規

定の適用を受けないものであることを確かめること。

六 法第八十六条の八第一項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあ

0 ては、 申請等に係る建築物等の 計画が認定を受けた全体計画と同一の ŧ のであることを確かめること

0

七 法第九十三条第 項ただし書に規定する場合以外の場合にあっては、 同項本文の規定により 申請 又は

通 知に係る建築物の工事 施工地又は所在地を管轄する消防長 (消防本部を置かない市町村にあっては、

市町村長。)又は消防署長の同意を得ること。

八 申請等に係る建築物等が、 法第三十九条第二項、 第四十条 (法第八十八条第一項において準用する場

合を含む。)、 第四十三条第二項、 第四十九条から第五 十条まで又は第六十八条の二第一 項 (法第八十

八条第二項に おい て準用する場合を含む。) 若しくは第六十八条の九第 項の 規定に基づく条例 (法第

八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例 の規定を準 用する場合を含む。) 又は 第

六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、 建築設備又は工作物である場合

に あっては、 第一号の規定によるほか、 施行規則第一条の三第七項、 第二条の二第四項又は第三条第六

項 (これらの規定を施行規則第八条の二第一項、第六項又は第七項において準用する場合を含む。) の

規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる

事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

構造 計算 \mathcal{O} 確 認 審査は、 次の各号に定めるところによるものとする。

4

申 . 請 又は 通 知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算 の種類が、 当該 建築物 \mathcal{O} 構造 又

は規模に照らして建築基準法第二十条に適合していること並びに証明書の写し及び構造計算概要書の記

載事項と整合していることを確かめること。

次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、 それぞれ当該イから二までに定めるところにより

審 査を行うこと。

1 法第二十条第 一号の規定に基づき建築基準 ·法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号。 以 下

という。)第八十一条第一項に規定する基準に従った構造計算 申請 又は通知に係 る建築物 0 計 画

が、 同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、 当該認定を受けた構造方法

によるものであることを確かめ、 かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類

 \mathcal{O} 記載事項と整合していることを確かめること。

口 法第二十条第二号イの規定に基づき令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交

通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

法第六条の二第三項又は法第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定を

める前 にお いては、 (1)

法第六条第五項、

求 次に定めるところによること。

(i)

別表い欄に掲げる建築物の区分に応じ、

同表の欄に掲げる図書に基づき、

査すべき事項について審査すること。

(i)

(i)

の場合において、

意すべきものがある場合にあっては、 施行規則第二条第二項第二号 (施行規則第三条の)四第四 項

別表に欄に掲げる判定すべき事項のうち、

構造計算適合性判定において留

又は 施 行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。) に規定する書類を添えて構造計

算適合性 判定を求めること。

(2) 法第六条第八項若しくは第九項、 法第六条の二第五項若しくは第六項又は法第十八条第七項若し

同表は欄に掲げる審

くは第八項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書(以下 「判定結果通知書」と

いう。)の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。

(i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうかを確かめ

ること

(ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、 別表に欄 に掲げる判定すべき事 項について審査すること

この場合において、 第二第四項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合

性判定における所見について確かめること。

法第二十条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従

0 た構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロに定めるところにより行うこと

この場合において、 国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書 $\overline{\mathcal{O}}$ 写し \mathcal{O} 内 容を

確 かめるとともに、 別表は欄に掲げる審査すべき事項及び同 表に欄 に掲げる判定すべ っ き 事 項 のうち、 玉

土交通大臣によるプログラムの 認定に当たり国土交通大臣 が指定した図 書 以外 の図書に係る審査すべき

事項及び判定すべき事項については、 その審査を省略することができるものとする。

法第二十条第三号イの規定に基づき令第八十一条第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通

二

大臣が定めた方法によるもの 口 ①に定めるところにより行うこと。 ただし、 施行規則第一条の三第

項第一号 口 (2) (施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一 項にお いて準用する場合を含

む。 **(**) 規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書 の写し が添えられたものにあっては、 申請 又は

通 知 に係 る建 築物又はそ の部 分の 計 画 が当該 認定を受け た建築物 又は その 部分に適合することを確 か 8

当 該 認定の 際に国土交通大臣が 指定した構 造 計算の 計算書に より 審 査すること。

前三 項の規定によるほか、 確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、 次の各号に定める措置を行

うものとする。

5

前三項 の審査において、 申請等に係る建築物等の計 画が建築基準関係規定に適合することを確認した

ときは、 当該 計 画 に係る申請者又は通知をし た国 \mathcal{O} 機関 \mathcal{O} 長等 (以下この項に お いて 「申請者等」とい

う。 に法第六条第四 項、 法第六条の二第一項又は法第十八条第三項に規定する確認済証を交付するこ

کے

前三項の審査において、 申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた

号において同じ。) 条第一項、 ときは、 法第六条第十三項、 法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。 の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合し 法第六条の二第九項又は法第十八条第十二項(これらの規定を法第八十七 次

三 前三項 の審査又は第二第四項第四号の規定による通知を受けた場合において、 申請等に係る建築物等

な

い旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

 \mathcal{O} 計 画 が 建築基 準 関係規定に適合するかどうかを決定することができないときは、 法第六条第十三項

法第六条の二第九項又は法第十八条第十二項の規定に基づき、 当該計画に係る申請者等に当該計画が 建

この号において 築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知 「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」という。)を交付すること。この場合 書 (以 下

にお いて、 次の イ又は 口 に掲げる場合に該当するときは、 当該イ及びロ の区分に応じ、それぞれ当該イ

及び口に定めるところによるものとする。

1 申 請 書 等 に 軽 微な不備 (誤記、 記 載 漏 れその他これらに類するもので、 申 請者等が記載しようとし

た事項が容易に推測される程度のものをいう。)がある場合 適合するかどうかを決定できない旨の

通 知書 の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、 申請者等に対して相当の期限を定めて申 · 請 書

等 \vec{O} 補 正を求めること。この場合において、補正が行われたときは、 補正された申請書等について前

三項の規定による審査を行うこと。

当該軽微な不備について補正を求める旨

(ii) 補正の期限

(iii)適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から申 請 書等の 補 正 が 行わ れ た日 まで

 \mathcal{O} 日数は、 法第六条第四項、 法第六条第八項、 第九項及び第十二項、 法第六条の二第五項及び第六

項並びに法第十八条第七項、 第八項及び第十一項に規定する期間に含まれない旨

申請 書等の 記 載事項に不明 確な点がある場合 適合するかどうかを決定できない旨 \mathcal{O} 通知 書 の備 考

口

欄 12 次に 掲げる事項を記載するとともに、 申請者等に対 して相当の期限を定めて当該不 明 確な点を説

明するため 0) 書 類 (以下この号におい て 追 加加 説 明書」 という。 0) 提 出を求めること。 この 場合に

お いて、 追 加 説 明 書が提出されたときは、 当該追加説明書を申請書等の一部として前三項 の規定によ

る審査を行うこと。

- 当該不明確な点について追加説明書の提出を求める旨
- (ii)追加説明書の提出に当たって申請書等の差替え又は訂正はすることができない旨
- ※ 追加説明書の提出期限
- (iv)適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から追加説明書の提出を受けた日まで

 \mathcal{O} 日 数は、 法第六条第四 項、 第八項、 第九項及び第十二項、 法第六条の二第五項及び第六項並 びに

法第· 十八条第七項、 第八項及び第十 項に規定する期間に含まれな 旨

兀 確 認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等 の計画を変更しようとすると

第二 構造計算適合性判定に関する指針

きは、

当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。

構造計算適合性 判定は、 次の 各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第五項、 法第六条の二第三項又は法第十八条第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により構造 計算適合性判定 の求 めを

受けたときは、 施行規則第二条第二項各号に規定する図書及び書類が提出されていることを確かめるもの

とする。

構 造計算適合性判定のための審査は、 次の各号に掲げる構造計算の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定

8 るところによるものとする。

法第二十条第二号イの規定に基づき令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通

大臣が定めた方法によるも \mathcal{O} 別 表い欄 に掲げ る建築物の区分に応じ、 同表(ろ)欄 に掲げる図 書に基づき

同 表(に) 欄 に掲 げる判定すべ き事 項 12 つい て審査すること。

法第二十 条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準 に 従

0 た構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの 前号及び次のイからハまでに定め

るところにより行うこと。 この場合において、申請又は通知の際に施行規則第一条の三第一項第一号

(2)ただし書 (施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。

に規定する磁気ディスク等 (この号におい て単に 「磁気ディスク等」という。) の提 出 が あっ たとき

は、 別表 (K)欄 に · 掲 げ る判定すべき事 項のうち、 国土交通大臣 によるプロ グラムの 認 定に当たり 国 |土交通

大臣が指定 した図 [書以外 0) 図 書に 係る判定すべき事 項に ついては、 その 審 査を省略できるものとする。

1 構造計算適合性判定に係る建築物の構造の 種別、 規模その他の条件が国土交通大臣の認定を受けた

プログラムの使用条件に適合することを確かめること。

口 構造計算適合性判定に係る建築物の設計者が用いた国土交通大臣の認定を受けたプログラムと同一

 \mathcal{O} ものを用いて磁気ディスク等に記録された構造設計 の条件に係る情報により構造計算を行 当該

構造計算 算 の結果が申請 書又は 通知書に添えられた構造計算書に記載された構造計算 の結果と一 致する

ことを確かめること。

申 · 請 書 豆は 通 知 書に添えら \bar{h} た構造計算書に国 土交通大臣 の認定を受けたプログラム による構 造

算 \mathcal{O} 過 程 について注意を喚起する表示がある場合にあっては、 当該注意を喚起する表示に対する検証

が適切に行われていることを確かめること。

前二 項の規定によるほか、 構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、 次の各号に定め

る措置を行うものとする。

4

前 二項 の審 査 にお いて、 都道. 府県知事 に あっ ては 構造計算 算適 合性 判定 0 ため の審査を行う委員会の設

置その 他 \mathcal{O} 適 切 な 実施体 制 に よって、 指定 構 造計算適合性 判定 機関 に あ 0 ては原則として二名 以 上 \mathcal{O} 構

造計算適合性判定員 (法第七十七条の三十五の七第一項の構造計算適合性判定員をいう。) によって、

審査を行うこと。

前二項の審査において、 法第六条第七項、 法第六条の二第四項又は法第十八条第六項の規定により意

見を聴いたときは、 当該意見に関する記録を建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令 伞

成十一年建設省令第十三号)第三十一条の十一 第一 項に規定する構造計算適合性判定 のため Ó 審 查 の結

果を記 載 L た図書として記録すること。

三

0)

前二項 審査に おいて、 次号に規定する場合を除き、 法第六条第八項、 法第六条の二第五項又は

十八条第七項の規定により建築主事又は指定確認検査機関にその結果を記載した通知書に、 次に掲げる

書類を添えて、これを交付すること。

1 この指針に従って構造計算適合性判定を行ったことを証する書類

口 第一 第四 項 第二号 口 (1)(ii) \mathcal{O} 規定により求めら れた留意事項に対する回答その他構造計 算適合性判定

に お け る)所見: を記 載 L た 書 類

匹 前二項 \mathcal{O} 審 査に お いて、 構造計: 算適合性判定 \mathcal{O} 求 めに よる構造計算が 適正に行なわ れたもので ある カン

どうかを判定することができないときは、 建築主事又は指定確認検査機関に対して、その旨及びその理

法

第

由 を通知すること。 この場合において、 第一第五項第三号の規定により同号イの補正 が行われたとき又

は 同号口 の追加説明書が提出されたときは、 これらの書類を第二項の図書及び書類の一部として前二項

の規定による審査を行うこと。

第三 完了検査に関する指針

法第七 条第 匹 垣、 法第七章 条 の二第 項及び法第十八条第十五項 (これらの規定を法第八十七条の二並 てバ

に法第八十八条第 項及び第二項に お いて準用する場合を含む。 以下同じ。) 0) 規定による検査 (以 下

完了検査」という。)は、 次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含

む。 若しくは法第七条の二第一項の規定による完了検査 \mathcal{O} 申請書の の提出又は法第十八条第十四 項 (法第

八十七条の二又は法第八十八条第一 項若しくは第二項にお 1 て準用する場合を含む。) の規定による通 知

を受けたときの 審査 は、 次の各号に定めるところによるも のとする。

施行規則 別第四 条第 一項 (施行規 別第四· 条の四 の二又は 施 行規則第八条の二第八項に お V て準 用 する場

合を含む。) に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合し

ていることを確かめること。

は、 知 に 書 規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあって 申請又は通知に係る建築物が、 施行 は第三条の三 \mathcal{O} 第二面 規則別記第十九号様式による申請 に記 第 載され、 一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建 た設計者及び工事 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項 監理 書の 者が、 第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式に それぞれ同法第三条第一項、 第三条の二第 よる通 項若

書 五 する書類 号 \mathcal{O} 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通 第三面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあっては、 (施行規則第四 (以下第三に [条の お 兀 1 <u>.</u> の二又は施行規則第八条の二第八項に 「軽微・ な変更説明 書」 という。 が添えられていることを確 お いて準用する場合を含む。) 施行規 則第四条第 かめること。 に規定 項第 知

ろによるものとする。

3

申

請等に係

る建築物等が、

建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、

次の各号に定めるとこ

築士であることを確かめること。

軽微な変更説明書が添えられている場合にあっては、 当該書 ■類の内☆ . 容が: 施行規則第三条の二に規定す

る軽微な変更 (以下単に 「軽微な変更」という。) に該当するかどうかを確かめること。

施行規則 則 別記第十九号様式による申請書の第四 面 又は 施行規則別記第四十二号の十三様式による通 知

書 \mathcal{O} 第四 面 に記載された工事監理 が状 況 施行 規則第四 [条第一 項第二号及び第三号(これらの 規定を施

行 規 則 第 兀 条 \mathcal{O} 匹 の二又 は 施 行 規 魺 第 八条 の 二 第八 項 E お 1 7 準用、 する場合を含む。) に 規定す る写

並 び に 施 行 規 則 第四 条第 項第六号 (施 行 規 則 第 匹 条 \mathcal{O} 兀 の二又は 施 行 規 則第八条の二第 八項に お 1 7

準用する場合を含む。)の書類による検査並 びに目視 簡易な計測機器等による測定又は 建築: 物 \mathcal{O} 部 分

 \mathcal{O} 動 作 確認その他の方法により、 申請等に係る建築物等 *(*) 工事 が、 施行 規則第四条第一項第一 号 (施 行

規 則第四 条 \mathcal{O} 匹 の二又は 施行規 則第八条 の二第八項にお いて準用する場合を含む。)に規定す Ź 図 書

次項第三号におい て 確 認に要した図書」 という。 のとおり実施されたものであるかどうかを確 か め

ること。

4

前二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定によるほか、 完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、 次の各号に定める措置を行

うものとする。

第二項の審査及び前項の検査において、 申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを

認めたときは、 当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等(以下この項において 申 請

者等」という。)に法第七条第五項、 法第七条の二第五項又は法第十八条第十六項 (これらの規定を法

第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。) に規定する検

査済証を交付すること。

第二項 の審査及び前 項 の検査において、 申請等に係る建築物等が建築基準関! 係規定に適合しないこと

を認めたときは、 施行規則第四条の三の二(施行規則第八条の二第十項において準用する場合を含む。

次号において同じ。)又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できな

1 旨及びその理由 を記載した通知書 (次号において 「検査済証を交付できない旨の通 知書」という。)

を交付すること。

第二項の審査及び前項 の検査において、 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更に該当しないとき、 申

請 等に係 る建築物等の工事 が 確認に要した図書のとおりに実施されたものであるかどうかを確 カン めるこ

とができないときその他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることが

できないときは、 施行規則第四条の三の二又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、 申請者等に検

査済証を交付できない旨の通知書を交付し、 検査済証を交付できない旨の 通知書の備考欄に次に掲げる

事 項を記載するとともに、 申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が 建築基準 関 係

規定に適合することを説明するための書類 (以下この号において 追 加 説明書」という。) \mathcal{O} 提 出を求

めること。 この場合にお いて、 追加説明書が提出されたときは、 当該 追加説明書を申請書等の 部とし

7 第二項の規定に よる審 査 又は 前 項の規定による検査を行うこと。

イ 追加説明書の提出を求める旨

ロ 追加説明書の提出期限

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四 項、 法第七条の 四第一 項及び法第十八条第十八項 (これらの 規定を法第八十七条の二

及び法第八十八条第 項に お *(*) て準用する場合を含む。 以下同じ。) の規定による検査 (以 下 「中間: 検査

は、 次の各項に定めるところにより行うものとする。

法第七条の三第一項 (法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) 若し

2

法第七 条 の四第 項の 規定による中間 検査 \overline{O} 申請書 \mathcal{O} 提 出又は法第十八条第十七項の規定による通 知

を受けたときの審査は、 次の各号に定めるところによるものとする。

施行規則第四条の八第 項 (施 行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項にお いて準

用する場合を含む。 に規定する申請書 文は 通知書並びにこれに添えた図 書及び書類 0 記 載事 項が 相 互

に整合していることを確かめること。

申 . 請 又 は 通 知に 係 る建 築 物 が、 建築士 法第三条第 一項、 第三条の二第 項若しくは第三条の三第 項

に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっ 7

は、 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式 による

通 知 書の 第二面に記載された設計者及び工事 監理者が、 それぞれ同法第三条第一項、 第三条の二第 項

若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又 人は同じ 法第三条の二第三項の 規定に基づく条例に規定する

建築士であることを確かめること。

 \equiv 施行規 則 別 記第二十六号様式に よ る申 請 書 0 第三面 又は 施行 規則別 記第四十二号の十 七 様式 に よる 通

知 書の第三 面 0 確認以降の軽微な変更の概要が 記載されている場合にあっては、 施行規則第四条 の八第

項第四号 (施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む

)に規定する書類 (以下第四において 「軽微な変更説明書」という。)が添えられていることを確か

めること。

3 申 請等に係る建築物等について、 検査前に施工された工事に係る建築物 の部分、 建築設備又は工作物の

部分及びその敷地 (第二号及び第四項第三号において 「検査 前に施工された工事に係 る建築物 \mathcal{O} 部

という。) が、 建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、 次の各号に定めるところによるもの

とする。

軽微な変更説明書が添えられている場合にあっては、 当該書類の内容が施行規則第三条の二に規定す

る軽微な変更に該当するかどうかを確かめること。

施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通

知 書 の第四 面 に記 載された工事 · 監理 の状況、 施行規則第四 条の 八第一項第二号及び第三号(これらの規

定を施行 規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。) に 規

定する写真並びに施行規則第四条の八第一項第五号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の

一第十二項において準用する場合を含む。) 0) 書類による検査並びに目視、 簡易な計測機器等による測

定又は建築物 の部 分の動作確認その他の方法により、 検査 前に施工された工事に係る建築物の部 分等 $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$

工 事 が、 施行規則第四条の八第一 項第一号 (施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二

項に お į١ て準用する場合を含む。) に規定する図書 (次項第三号にお ١ ر 7 「確認に要した図書」

。)のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

前二 一項のに 規 定によるほ か、 中 間 検査 一の公正 か つ 適 確 な実施を確保するため、 次の各号に定める措置を行

うものとする。

4

第二項の審査及び前項の検査において、 申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを

認 めた場合は、 当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の 機関 の長等 (以下この項において 申 請

者等」という。) に法第 七条の三第五 項、 法第七条の四第三項又は法第十八条第十九項 (これら の規定

を法第八十七条の二又は 法第八十八条第 項若しくは第二項におい て準用する場合を含む。) に 規 定す

る中間検査合格証を交付すること。

第二項の審査及び前項の検査において、 申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないこと

を認めたときは、 施行規則第四条の九 (施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。 次

号において同じ。) 又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付

できない旨及びその理由を記載した通知書 (次号において 「中間検査合格証を交付できない旨の 通知

書

」という。)を交付すること。

第二項 の審・ 査及び前項 の検査 において、 軽微な変更説明書の内容が軽微 な変更に該当しないとき、 検

査 一前 に施 工された工事に係 る建築物 の部 分等の 工 事 が 確 認に要した図書 $\overline{\mathcal{O}}$ とおりに実施されたも ので あ

るかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適 合

するかどうかを認めることができないときは、 施行規則第四条の九又は施行規則第四条の十二の二の 規

定に基づき、 申請者等に中間検査合格証を交付できない旨 の通知書を交付すること。この場合にお *(* \ 7

中 間 |検査合格証を交付できない 旨の通. 知書の 備考欄に、 申請等に係る建築物等の計 画を変更し、 法第

六条第一 項、 法第六条の二第一項又は法第十八条第三項の規定による確認を受ける必要があると認めら

れる場合にあっては、その旨を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

(経過措置)

2 第 及び第二の規定は、 この告示の施行 の 日 (以 下 「施行日」という。) 以後に建築物 の安全性 この確保

を図るため \mathcal{O} 建 築基準法等 \mathcal{O} 部を改 正する法律 (平成十八年法律第九十二号。 以 下 「 改 正 法」とい う。

第 条の 規 定による改 正 後 \mathcal{O} 建築基準法 (以 下 新 建築基準法」 という。) 第六条第一項若しくは 第六

条の二第一項(これらの規定を新建築基準法第八十七条第一項、 第八十七条の二又は第八十八条第一項若

しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は新建築基準法第十八条第二項

(新 建築基準法第八十七条第一項、 第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用

る場合を含む。 の規定による通知 がされ た建築物、 建築設備又 は工作物に つい 、て適用 Ĺ 施行 日 前 に 改

正 法第一条の規定による改 Ē 前 0 建 足築 基準: 法 (以 下 旧 建 築基準 法 という。 第六条第 項若 くは 第

六条 の二第 項 (これらの 規定を旧 建 築基 準 法第八十七条第 項、 第八十七条の二又は第八 十八 条第 項

若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申 請又は旧建築基準法第十八条第二

項 する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、 旧 建築基準法第八十七条第一項、 第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項にお 建築設備又は工作物については、 なお従前 いて準用 の例に

3 第三の 規定は、 施行日以後に新建築基準法第七 条第一項若しくは第七条の二第一項 (これらの 規定を新

よる。

建 築基準 十法第 八十七 条の二又は第八十八条第一項若しくは 第二項にお いて準 用する場合を含む。) \mathcal{O} 規 定

に による検 査 \mathcal{O} 申 請又 は新建築基準 法第十八条第十 应 項 (新 建 築基 一準法第八十七条の二又は第八十 八 条第

物について適用し、 施行日前に旧建築基準法第七条第一項若しくは第七条の二第一項 (これらの 規定を 旧

の規定による通知がされた建築物、

建築設備

又は工作

項若しくは第二項において準用する場合を含む。)

建築基準法第八十七 条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。) 0 規 定

による検査 \mathcal{O} 申 請又 は 旧 建築基準 法第十八条第五 項 (旧建築基準 法第八十七条の二又は第八十八条第 項

若しくは 第 二項 E お 7 て準 用する場合を含む。 の規定による通知がされ た建築物、 建築設 備 又は 工 作 物

については、なお従前の例による。

4

第四 $\overline{\mathcal{O}}$ 規定は、 施行日以後に新建築基準法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項(これらの規定

を新 \mathcal{O} 請 建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一 又は 新 建築基準法第十八条第十七項 (新建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第 項に お (1 て準用する場合を含む。) 0 規定による検査 項に お 7 7

準 甪 する場合を含む。 0) 規定による通知 がされた建築物、 建築設備又は工 作物につい · て 適 用 施 行 日

前 に 旧 建築基準 準法第七条の三第一 項若、 しくは第七 条の 兀 第 項 (これらの 規定を 旧 建築基準 -法第 八 十七 条

の二又は第 八 十八条第 項 に お 7 て準 用する場合を含む。 \mathcal{O} 規定に よる検 査 \mathcal{O} 申 請 又 は 旧 建 築 基 潍 法 第

定による通知がされた建築物、

十八

条第八項

旧 建

築基準

法第

八十七条の二又は第八十八

条第

項に

お 1

7

準

用する場合を含む。)

 \mathcal{O}

規

建築設備又は工作物については、 なお従前 の例による。